

## 第2回検討会以降の経過について

- 資料2-1 茨城県神栖町における汚染源調査について
- 資料2-2 「旧軍毒ガス弾等の全国フォローアップ調査」実施要項
- 資料2-3 栃木県益子町に埋設された危険物に関する現地調査
- 資料2-4 京都市における旧日本軍の毒ガス情報に関する調査について

## 茨城県神栖町における汚染源調査について

### 1. 調査の進捗状況

茨城県神栖町木崎地区にある、ジフェニルアルシン酸により汚染されている飲用井戸（いわゆる井戸A）について、井戸近傍に汚染源があるとの仮定より、井戸の周囲10m四方を調査範囲と設定し、以下の調査を実施した。

5月29日 地表からの物理探査実施（レーダー、磁気）

6月13日 ボーリング調査開始

7月 4日 ボーリング調査終了

※ ボーリング調査は、2.5mメッシュで、深さ15mまで実施。

1mごとに、垂直磁気探査、土壌採取を行い、ボーリング25本のうち10本を水位観測孔として地下水の状況を調査した。

（別紙「ボーリング位置図」を参照）

現在、ボーリング調査によって採取された、土壌や地下水中の総ヒ素量及びジフェニルアルシン酸について、国立環境研究所で分析中。（分析に2週間程度かかる見込み）

この分析結果に基づき、本汚染源調査結果をとりまとめる予定。

### 2. 今後の予定

7月25日 さがみ縦貫道路周辺地域等化学物質調査検討会（第4回）

- ・汚染源調査結果の分析
- ・今後の調査方針検討

7月29日 汚染源調査結果説明会（茨城県神栖町）

8月以降 汚染源の掘削もしくは追加の汚染源調査

（別添 茨城県神栖町における有機ヒ素化合物に係る環境汚染及び健康被害にかかる緊急措置）

# ボーリング位置図

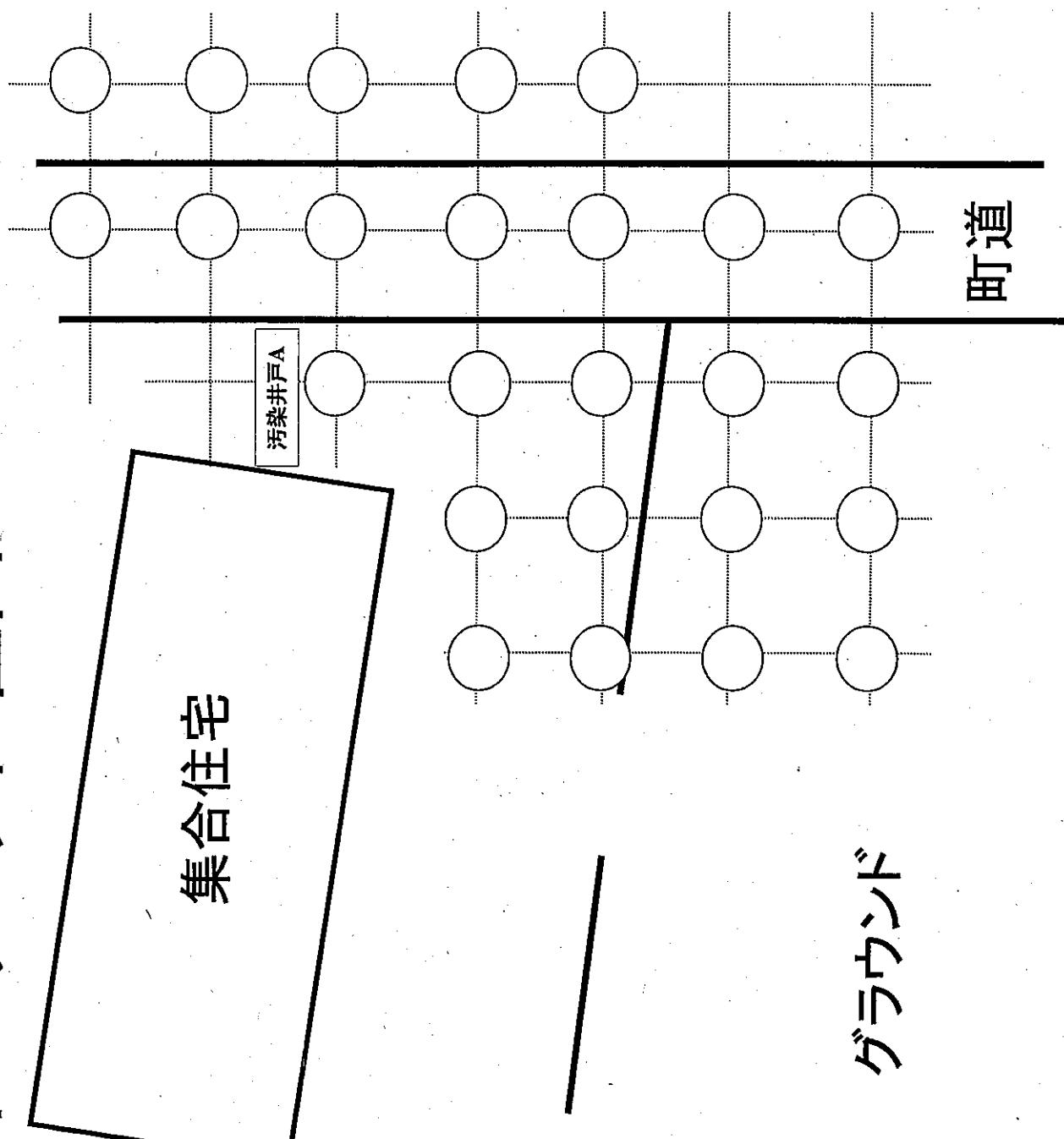
別紙

集合住宅

汚染井戸A

グラウンド

○ ボーリング地点  
町道



＜趣旨＞

神栖町における有機ヒ素化合物(ジフェニルアルシン酸)の曝露が確認できる者に対し、健康診査を行うとともに、医療費等を給付することにより、治療を促すことを通じて、当該者に係る症候及び病態の解明を図り、もってその健康不安の解消等に資する。

＜対象者＞

- ①有機ヒ素化合物に汚染された井戸水を飲用していた者  
②毛髪・尿検査等により曝露が確認された者

専門家による検討会(環境省)  
の審査を経て確認

＜給付内容＞

- 有機ヒ素化合物への曝露  
が確認された者  
→医療手帳の交付
- 医療費(自己負担分を公費負担)
  - 療養手当(通院:月15,000円、  
入院:月25,000円)(併給なし)
  - 健康診査(年1回)(公費負担)

|                                     |                       |   |   |
|-------------------------------------|-----------------------|---|---|
| 特<br>に汚<br>染の著<br>しい<br>井戸水<br>の飲用者 | な入<br>院歴<br>あり<br>入院歴 | ・健康管理調査費用(月20,000円)【3年間】<br>・健康管理調査協力金(300,000円)【初年度当初】 | ・健康管理調査費用(月20,000円)【3年間】<br>・健康管理調査協力金(700,000円)【初年度当初】 |
|-------------------------------------|-----------------------|---|---|

健康影響について  
臨床研究

▲ 健康管理調査の実施(健康状態等に係る報告書の提出による調査を3年間  
実施、病歴、治療歴等の調査を初年度に実施)

実施時期は、平成15年6月とし、事業の実施後5年を目途に全般的な検討を行う。

# 茨城県神栖町緊急措置事業対象者確認までの流れ

平成15年7月  
環境省環境保健部

## 井戸水検査 (ジフェニルアルシン酸検査)

申請

環境基準  
以上の総ヒ素  
検出

井戸水  
総ヒ素  
分析

環境基準  
以上の総ヒ素  
非検出

対象外

ジフェニル  
アルシン酸  
非検出

ジフェニル  
アルシン酸  
検出

検討会の意見

生体  
ジフェニル  
アルシン酸  
分析

対象者  
として  
確認

対象外

## 生体検査

確認

井戸水  
ジフェニル  
アルシン酸  
分析

ジフェニル  
アルシン酸  
非検出

対象外

対象者  
として  
確認

対象外

# 茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染 及び健康被害に係る緊急措置事業要綱

## 第1 趣旨・目的

茨城県神栖町においては、通常自然界には存在しない有機ヒ素化合物であるジフェニルアルシン酸による環境汚染に起因すると考えられる健康被害が生じているが、ジフェニルアルシン酸による環境汚染を通じた人への影響等については、十分な科学的知見に乏しく、かつ、早急な対策が求められている状況にある。こうした状況等を踏まえ、茨城県神栖町においてジフェニルアルシン酸に曝露したと認められる者に対して、健康診査を行うとともに、医療費及び療養に要する費用を支給することにより治療を促し、並びに当該者のうち著しくジフェニルアルシン酸に曝露したと認められる者に対して、病歴、治療歴等に関する調査等を行うことにより、発症のメカニズム、治療法等を含めた症候及び病態の解明を図り、もって、その健康不安の解消等に資することを目的とする。

## 第2 具体的な内容等

### 1 実施主体

この事業は、環境省が実施し、事務の一部を茨城県に委託するものとする。

### 2 対象者

対象者は、茨城県神栖町におけるジフェニルアルシン酸による汚染が確認された井戸（以下「汚染井戸」という。）の水を飲用に供していた住宅に居住し、又は居住していた者であって、ジフェニルアルシン酸の曝露が確認されたものとする。

## 3 緊急措置事業の内容

### (1) 医療等の給付

対象者に対して、以下の措置を講ずるものとする。

#### ① 医療手帳の交付

本事業の適用を受けようとする者の申出に基づき、対象者に該当するか否かの確認を行うものとし、対象者である旨の確認を受けた者に対しては、医療手帳を交付するものとする。その際は、環境省が開催する臨床医学等の専門家からなる検討会の意見を聞くものとする。

#### ② 健康診査の実施

①の医療手帳の交付を受けた者に対して、年1回の健康診査を行うものとする。

#### ③ 医療費の支給

①の医療手帳の交付を受けた者が、疾病等（ジフェニルアルシン酸の曝露に起因するものでないことが明らかな疾病等及び明らかになった疾病等を除く。）について、指定医療機関等で医療を受けたときは、その者に対して、当該医療に要した費用の額を限度として、医療費を支給するものとする。ただし、その者が、社会保険各法その他国又は地方自治体の負担による医療に関する給付を受けることができる場合には、当該医療に要した費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額（自己負担分）の限度において支給するものとする。

④ 療養手当の支給

(ア) ②の健康診査を受けた者又は通院により③に係る医療を受けた者（(イ)に該当する者を除く。）に対しては、通院等に要する費用として、月額15,000円を支給するものとする。

(イ) 入院により③に係る医療を受けた者に対しては、入院に要する費用として、月額25,000円を支給するものとする。

(2) 健康管理調査の実施

(1) の①の医療手帳の交付を受けた者のうち、汚染井戸のうち、特に著しくジフェニルアルシン酸による汚染の影響を受けているものとして、検討会の意見を聴いて環境省が認めたものの水を飲用に供していた住宅に居住し、又は居住していた者（以下「健康管理調査対象者」という。）に対しては、以下の措置を講ずる。

① 健康管理調査対象者に対して、3年間、健康状態等に係る調査を実施するものとし、所定の健康状態等に係る報告票を提出した場合には、当該健康管理調査対象者に対し、健康管理調査費用として、月額20,000円を支給する。

② 本制度の初年度においては、健康管理調査対象者に対し、病歴、治療歴等に関する調査その他の重点的調査を実施するとともに、当該調査に協力する場合には、それぞれ以下の区分に応じた健康管理調査協力金を支給する。

(ア) 本制度実施以前に入院歴（ジフェニルアルシン酸の曝露に起因するものでないことが明らかな疾病等に係るもの）を除く。（(イ)において同じ。）のある健康管理調査対象者 700,000円

(イ) 本制度実施以前に入院歴のない健康管理調査対象者 300,000円

(3) 専門家による調査研究の実施

① 環境省は、臨床医学等の専門家からなる検討会を開催して、本事業に係る調査研究を行うものとする。

② 検討会においては、(1) の①の確認及び(2) の認定について意見を述べるとともに、第1の目的の達成を図るため、(1) 及び(2) の措置を通じて得られた資料等に基づき、必要な科学的、技術的検討を行うものとする。

### 第3 その他

1 この事業は、平成15年6月6日から実施するものとする。ただし、第2の3(1)及び(2)については、6月30日から実施するものとする。

2 この事業については、事業の実施後5年を目途として、ジフェニルアルシン酸の曝露に係る者の症候及び病態の解明の状況を勘案し、その全般について検討を行うものとし、環境省が検討会の意見を聴いてその目的を達成したと認めたときに終了する。